

寄 附 行 為

目 次

1. 財団法人神津牧場寄附行為
2. 財団法人神津牧場諸規程
 - 1) 財団法人神津牧場組織規程
 - 2) 財団法人神津牧場会計処理規程
 - 3) 財団法人神津牧場職員就業規定
 - 4) 財団法人神津牧場職員給与規程
 - 5) 財団法人神津牧場職員退職手当支給規程
 - 6) 財団法人神津牧場旅費規程

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人神津牧場（以下「神津牧場」という。）という。

(事務所)

第2条 神津牧場は、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を群馬県甘楽郡下仁田町に置く。

(目的)

第3条 神津牧場は、大規模牧場の経営管理技術の向上発展、優良乳用牛の生産供給、乳製品等畜産物の利用加工及び緑資源の高度利用等に関する調査研究、実証並びに研修を通じて、我が国畜産の長期的かつ安定的な発展と国民の生活福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 神津牧場は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大規模牧場の経営管理技術に関する調査研究及び実証
- (2) 乳用牛の改良増殖及び優良種畜の生産供給
- (3) 乳製品等畜産物の利用加工に関する調査研究及び実証
- (4) 緑資源の高度利用に関する調査研究及び実証
- (5) 大規模牧場の経営管理技術、乳製品等畜産物の加工利用等に関する技術研修の実施及び情報の提供
- (6) その他神津牧場の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 神津牧場の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 神津牧場の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に基本財産として記載されている財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 神津牧場の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(基本財産の処分)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、神津牧場の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けてその一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁等)

第9条 神津牧場の経費は、普通財産をもって支弁する。

(借入金)

第10条 神津牧場は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度内において普通財産をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2. 神津牧場は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、基本財産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業年度)

第11条 神津牧場の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収支計算における収支差額)

第12条 毎事業年度の収支計算における収支差額は、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び収支予算)

第13条 会長は、事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、評議員会に付議した後、理事会の議決を経て、農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業概況報告書及び収支計算書等)

第14条 会長は、事業年度終了後、遅滞なく、次の各号に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業概況報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2. 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。

3. 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、評議員会に付議した後、理事会の議決を経て、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

4. 会長は、第1項の書類及び第2項の監査報告書を主たる事務所に備え付けておかなければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第 15 条 神津牧場に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 人以上 15 人以内
 - (2) 監事 1 人又は 2 人
2. 理事及び監事は、評議員会において選任する。
 3. 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
 4. 理事のうちから会長 1 人、理事長 1 人及び常務理事 1 人を互選する。

(役員職務)

第 16 条 会長は、神津牧場を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長は、会長を補佐し神津牧場の業務を掌理し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
3. 常務理事は、会長及び理事長を補佐して神津牧場の業務を執行し、会長及び理事長に事故あるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠けたときはその職務を行う。
4. 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
5. 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第 17 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第 18 条 任期満了又は辞任により、役員がその定数を欠くに至った場合は、退任した役員はその後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第 19 条 神津牧場は、役員が神津牧場の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、理事会及び評議員会の議決を経て、解任することができる。

この場合には、神津牧場は、その理事会及び評議員会の開催の日の 7 日前迄にその役員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、理事会及び評議員会において議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第 20 条 役員は無報酬とする。

2. 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、理事会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(顧問及び参与)

第 21 条 神津牧場に顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の承認を得て農林畜産技術又は経営に関する学識経験者のうちから会長が委嘱する。
3. 顧問は、神津牧場の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。
4. 参与は、会長の指示に応じ、神津牧場の業務の執行に参画する。

第4章 理 事 会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(招集)

第23条 理事会は、会長が招集する。

2. 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
3. 定例理事会は、毎年2回これを開催する。
4. 臨時理事会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
5. 理事会の招集は、少なくともその開催の日の14日前までに会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、神津牧場の運営に関する重要事項について議決し、執行する。

(議長)

第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第28条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された

事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、前2条に適用については、出席したものとみなす。

2. 前項の書面は、理事会の開催の日の前日迄に神津牧場に到達しないときは無効とする。
3. 第1項の代理人は、代理権を証する書面を神津牧場に提出しなければならない。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数、出席理事数及び出席理事の氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること）
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
3. 議事録は、主たる事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 神津牧場に、評議員10人以上15人以内を置く。

2. 評議員は、理事会の承認を得て、農林畜産技術又は経営に関する学識経験者のうちから会長が委嘱する。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、神津牧場の運営に関し、会長の付議する事項について審議し、又は会長に対して意見を述べることができる。
3. 評議員会は、会長が招集する。
4. 評議員会の議長は、その都度評議員会で互選する。
5. 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べるができる。

(規定の準用)

第32条 第17条から第20条までの規定は、評議員について準用する。

2. 第23条第5項及び第26条から第29条までの規定は、評議員会について準用

する。

第6章 専 門 委 員 会

(専門委員会)

- 第33条 会長は、神津牧場の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。
2. 専門委員は、理事会の承認を得て、専門的知識を有する者のうちから会長が委嘱する。
 3. 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 事務局等

(事務局)

第34条 神津牧場の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局に、職員を置く。
3. 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備え付け)

第35条 会長は、主たる事務所にこの寄附行為で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (5) その他必要な書類及び帳簿

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ変更することはできない。

2. 理事会は、前項の議決をする場合には、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(解散)

第37条 神津牧場は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定による場合のほか、理事会において理事現在数の3分の2以上の多数による議決を経なければ解散することができない。

2. 理事会は、前項の議決をする場合には、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(残余財産の処分)

第38条 神津牧場が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、神津牧場と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(細則)

第39条 この寄附行為に定めるもののほか神津牧場の事業運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

1. この寄附行為の変更は、農林水産大臣の許可のあった日（平成8年8月22日）から施行する。
2. 従前の寄附行為により選任された理事、監事及び評議員の任期は、この寄附行為第17条（第32条において準用する場合を含む）の規定にかかわらず、従前の寄附行為による任期の残任期間とする。